

# 東日本大震災により被災された方に対する運転免許証の再交付手数料の免除のお知らせ

被災された皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

平成23年4月20日  
群馬県警察本部

被災された皆さまには、下記のとおり運転免許証再交付手数料を免除することができますようになりました。

## 記

- 1 免除の対象期間  
平成23年4月13日から平成24年3月31日まで
- 2 免除対象者  
平成23年3月11日現在、別表の特定区域に居住していた方
- 3 免除の申請方法  
運転免許証の再交付申請の際に、総合交通センター（前橋市）または各警察署の窓口「免許証再交付手数料免除申請書」を提出して行う
- 4 免除となる手数料  
再交付手数料  
運転免許証再交付 3,650円  
仮運転免許証再交付 1,200円
- 5 免除申請に必要な書類等  
事前に用意をしていただくもの  
・ 住所を証明する書類（本籍地記載の住民票、外国人登録証、居住証明書等）  
・ り災証明書（コピー可）  
・ 写真1枚（縦3cm×横2.4cm）  
窓口で作成するもの  
・ 運転免許証再交付申請書  
・ 運転免許証（亡失・滅失）てん末書  
・ 免許証再交付手数料免除申請書  
・ 理由書（り災証明書の提出ができない場合）
- 6 免除申請窓口及び受付時間  
総合交通センター 午前8時30分～午前10時、午後1時～午後2時30分  
各警察署の窓口 午前8時30分～午後0時、午後1時～午後4時30分
- 7 再交付に必要な期間  
総合交通センターの場合は申請した当日（約2時間後）、各警察署の窓口では約2週間後に再交付することができます。
- 8 問い合わせ先  
県警本部運転免許課免許係 027-253-9300

## 特定区域

下線部分は、平成23年4月15日に変更された区域です。

- 1 青森県  
八戸市及び上北郡おいらせ町
- 2 岩手県  
全ての市町村
- 3 宮城県  
全ての市町村
- 4 福島県  
全ての市町村
- 5 茨城県  
水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、銚田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、大洗町及び城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、阿見町及び河内町並びに北相馬郡利根町
- 6 栃木県  
宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、茂木町、市貝町及び芳賀町、塩谷郡高根沢町並びに那須郡那須町及び那珂川町
- 7 千葉県  
千葉市（美浜区に限る。）、旭市、習志野市、我孫子市、浦安市、香取市、山武市及び山武郡九十九里町
- 8 新潟県  
十日町市、上越市及び中魚沼郡津南町
- 9 長野県  
下水内郡栄村